

【中山間地域等直接支払交付金】

最近の会計実地検査での指摘を踏まえた
適切な交付金事業実施にかかる留意点

農林水産省農村振興局
地域振興課

第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について①

- 中山間直払制度において、交付対象とする「農地」とは、耕作の目的に供される土地(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項)としている(実施要領の運用 第1の1)。
- 一方、令和6年度の会計実地検査において、宅地、駐車場等に転用されている土地を交付対象としていた事例が見受けられ交付金実施要領違反だと指摘を受けている。
- ついては、要領や要領の運用等に基づき対象農用地を適切に判断し、認定いただくよう徹底いただきたい。

① 交付対象農地の定義等（要領等における記載）

・実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）（抄）

第2 交付金の基本的考え方

1 基本的考え方

(1) 生産条件が不利な地域の一団の農用地（農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。）において、荒廃農地の発生を防止し、水源涵養、洪水防止、土砂崩壊防止等の多面的機能を継続的、効果的に発揮するという観点から、既存施策との整合性を図りつつ、対象地域、対象者、対象行為等を定める。

・実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）（抄）

第1 農用地等の定義

1 中山間地域等直接支払交付金実施要領（以下「実施要領」という。）第2の1の(1)の「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいい(農地法(昭和27年法律第229号、以下「農地法」という。)第2条第1項)、農地を以下に掲げる田、畑、草地に区分する。

・農業用施設や施設園芸用地等の取扱いについては、以下のとおり。

農業用施設：耕作の事業に必要不可欠な2アール未満の農業用施設を設置するなど、農地転用の許可を要しないものであっても、農地法上の「農地」にはあたらないため、転用部分の面積は対象面積から除外する必要がある。

施設園芸用地等：農作物の栽培のために農地に設置した通路等が農地法上の農地として取り扱えるか判断に迷う場合は、「施設園芸用地等の取扱いについて(回答)」(平成14年4月1日付け13経営第6953号農林水産省経営局構造改善課長通知)を参照し、農業委員会に確認を行う。

② 転用された農地の例（会検指摘）

宅地、駐車場、資材置場、畜舎、倉庫、道路、太陽光パネル等に転用されている土地

第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について②

- 中山間直払制度において、交付対象とする「維持管理農用地」とは、作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれている土地としている（実施要領の運用 第1の3）。
- 一方、令和6年度の会計実地検査において、耕作又は適切に維持管理されていない土地を交付対象としていた事例が見受けられ、交付金実施要領違反だと指摘を受けている。
- ついては、**要領や要領の運用等に基づき維持管理農用地を適切に判断し、認定いただくよう徹底いただきたい。**

① 維持管理農用地の定義等（要領や執務参考資料等における記載）

・実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）（抄）

第2 交付金の基本的考え方 1 基本的考え方

(2) 交付金の交付は、生産性の向上、付加価値の向上等による農業収益の向上、生活環境の整備等により、生産条件が不利な地域における農業生産活動等（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路、農道等の維持・管理をいう。以下同じ。）の自律的かつ継続的な実施が可能となるまで実施する。

・実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）（抄）

第1 農用地等の定義

3 実施要領第2の1の(2)の「適切な農用地の維持・管理」とは、農用地としての形態及び機能を維持することをいい、調整水田等の維持管理を行う農用地（以下「維持管理農用地」という。）も含まれるが、これら維持管理農用地においては作物の栽培が可能な状態（具体的には畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされていること。）に保たれているものとする。

・維持管理農用地については、執務参考資料（Q&A No.48）においても以下の通り記載している。

「維持・管理」とは、農用地を耕作する意思を持ち、かつ地力の維持・向上のための取組を行うことにより作物の作付けが可能な状態に保つ（畦畔の維持、法面管理（草刈り、崩壊防止）がなされるとともに、地力向上のための取組みとして耕起、緑肥作物の栽培、堆肥の散布等がなされている）ことを意味する。よって、草刈りのみで維持管理農用地とすることは当然、認められない。

② 適切に維持管理等されていない土地（荒廃農地化）の例（会計実地検査で指摘を受けた農地等の例）



第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について③-1

- 中山間直払制度において、地目の「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいをするものを含む。)を有している土地としている(実施要領の運用 第1の1の(1))。
- 一方、令和6年度の会計実地検査において、要領等に定める田としての機能(たん水するための畦畔及びかんがい機能)を有していない土地を「田」としていた事例が見受けられ、交付金実施要領違反だと指摘されている。
- ついては、要領や要領の運用等に基づき地目を適切に判断し、認定いただくよう徹底いただきたい。

① 地目「田」の定義等（要領や執務参考資料等における記載）

・実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）（抄）

第1 農用地等の定義

- (1) 「田」とは、たん水するための畦畔及びかんがい機能(自然にかんがいをするものを含む。以下同じ。)を有している土地とする。

・地目「田」の判断については、執務参考資料（Q&A No.38, 42）においても、以下の通り記載している。

田に水稻以外の作物が栽培されている場合でも、田の機能を有しているものは田とする。

注：

① たん水機能を有しているか否かの判定は、畦畔の有無による。ただし、転作作物が作付けされている場合であって、大型機械の進入、排水性の確保等営農上の都合によりやむを得ず畦畔を最小限の範囲に限って除去している田については、一般的に農家が所有する機械で復旧可能なものに限り、たん水機能を有しているものとみなすことも可能。

② かんがい機能を有しているかの判定は、用水路の有無、揚水施設（ポンプ等）の有無による。

なお、田に盛土している場合や永年性作物の果樹等を栽培している場合などは、その部分については畑として判断する。

また、農用地の中に林地がある場合は、林地部分を対象から外すものとする。

第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について③-2

② 不適切な地目の判断例（会計実地検査で指摘を受けた農地等の例）

交付金申請地目は「田」としているが現況は「畑」と判断されるもの（畦畔及びかんがい機能なし）



第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について④-1

- 実施状況の確認については、毎年度、書類審査や現地確認、確認野帳の作成等により、協定の取組が適切かどうかを確認することとしている(実施要領の運用別記7)。
- 一方、令和6年度の会計実施検査において、現地確認や確認野帳の作成が行われていない事例が見受けられること、さらに、交付対象農地や地目の判断が不適切(前ページ参照)であった理由として、実施状況の確認が不十分であることなどが指摘されている。
- ついては、毎年度、要領や要領の運用等に基づく、**現地確認の実施や確認野帳の作成を確実に実施**するよう徹底いただきたい。

・実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）（抄）

第6 交付金の実施

5 実施状況の確認

市町村は、集落協定又は個別協定に定められている事項の実施状況について確認する。

・実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）（抄）

第10 農業生産活動等の実施状況の確認

実施要領第6の5の「実施状況の確認」については、以下により行うものとする。

- 1 集落協定に定められた農業生産活動等及び多面的機能を増進する活動の実施状況の確認及び個別協定に定められた農業生産活動等の**実施状況の確認**については、別記7のとおりとする。

別記7

2 確認事務処理

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、**確認野帳**（参考様式第8号及び第9号）を作成する。

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

② 現地での調査及び確認

ア **現地確認は、協定農用地ごとに(2)の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認**する。

現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の1から4までの各項目について、協定農用地ごと（水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと）に現地確認チェックリスト（参考様式第11号）によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について④-2

・実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改B第 74 号農林水産省構造改善局長通知）

（別記7）

集落協定及び個別協定の実施状況の確認について

交付金の交付に当たっては、毎年度、集落協定又は個別協定の対象となる協定農用地の農業生産活動等の実施を確認するものとし、その確認事項、確認方法及び事務処理は以下のとおりとする。

なお、実施状況の確認に当たって、協定において交付金の不適切な運用が疑われる場合は、事前に通知を行わず、抜き打ちにて確認を行うこととする。

1 確認事項及び確認方法

確認事項及び確認方法については、次に掲げるとおりとする。

確認事項	確認方法
1 作物の栽培又は農用地の管理の適正な実施	集落協定及び個別協定で規定している行為の実施状況並びに実施要領の運用第7の1の(3)のキの「交付金の使用方法」の規定について、現地見回り、農地法第30条第1項に規定する利用状況調査に関する調査結果、写真（航空写真含む。）、衛星画像、航空機（無人航空機含む。）、現地の状況を把握できる資料、関係資料等（経営所得安定対策、多面的機能支払交付金の現地確認結果等）により確認。利用権の設定等については農地法第3条の規定に基づく許可書、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画又は農作業受委託契約書等で確認
2 集落協定で定めている多面的機能を増進する活動の実施	現地見回り又は関係資料等の方法により確認
3 集落協定で定めている農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項の実施	現地見回り又は関係資料等により確認
4 加算措置	目標の達成状況について、現地見回り又は関係資料等の方法により確認 ネットワーク化加算においては、上記に加え、主導的な役割を担う人材の定着等の取組について、現地確認又は関係資料等の方法により確認
5 受給額	実施要領第6の3の(5)の規定の確認（交付金の受取を示す受領書による確認）
6 農業所得及び中核的リーダー	農業所得は実施要領の運用第6の1の規定について関係

ー	資料等により確認 中核的リーダーは実施要領の運用第6の1の(1)のオの規定について現地見回り又は関係資料等により確認
7 環境負荷低減のチェックシート	集落協定に対しては実施要領の運用第7の1の(4)の規定について、聞き取り等により確認 個別協定に対しては実施要領の運用第7の2の(5)の規定について、聞き取り等により確認

2 確認事務処理

1の確認事項及び確認方法の事務処理については、以下のとおり行う。

(1) 書類審査

① 集落協定の場合

- ア 一団の農用地について実施要領第4の2の(1)から(6)までの基準に基づく審査
- イ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- ウ 棚田地域振興活動加算について実施要領の運用第8の2の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査
- オ ネットワーク化加算について実施要領の運用第8の4の規定に基づく審査
- カ スマート農業加算について実施要領の運用第8の5の規定に基づく審査
- キ 集落機能強化加算の経過措置について実施要領の運用第8の6の規定に基づく審査

② 個別協定の場合

- ア 協定農用地について実施要領第4の2の(1)から(4)まで及び(6)の基準に基づく審査
- イ 協定農用地の権利等の設定期間が有効であるか。
- ウ 一農業者等当たりの交付金の受給額について実施要領第6の3の(5)の規定に基づく審査
- エ 超急傾斜農地保全管理加算について実施要領の運用第8の3の規定に基づく審査

(2) 確認野帳の作成

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、集落協定及び個別協定に定められた農業生産活動等の現地確認に必要な事項について、「年度集落協定の協定農用地確認野帳（参考様式第8号）」及び「年度協定農用地確認野帳（個別協定用）（参考様式第9号）」を作成する。

(3) 関係機関への協力要請

市町村は、現地確認を円滑に実施するため、関係機関への協力を要請することができる。

第6期対策の実施にあたっての適切な対象農用地の認定及び実施状況の確認の徹底について④-3

・実施要領の運用（平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改B第 74 号農林水産省構造改善局長通知）

(4) 確認図面等の整備

市町村は、現地確認を円滑に行うため、協定農用地が確認可能な 1/2,500 程度以上の縮尺の確認図面を整備する（農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書に示される実施区域位置図を活用することもできる。）。

(5) 現地確認

現地見回りは、以下のとおり行うものとし、その他の方法により現地確認を行う場合は、必要に応じて以下に準じて行う。

① 農業者等への連絡

現地確認の実施に当たっては、市町村は、現地確認の日時及び確認の方法等について、農業者等にあらかじめ連絡して行う。

② 現地での調査及び確認

ア 現地確認は、協定農用地ごとに (2) の確認野帳により所要の事項を確認するとともに、協定に規定された農業生産活動等の実施状況について、適切に実施されているかを調査及び確認する。

現地確認の実施に当たっては、市町村は、確認野帳の記の 1 から 4 までの各項目について、協定農用地ごと（水路・農道等の管理にあつては施設ごと、多面的機能を増進する活動にあつては活動ごと）に現地確認チェックリスト（参考様式第 11 号）によりその現状を確認した上で、確認野帳に必要事項を記入するものとする。

イ 現地確認に当たっては、農業者等の立会を求めることができる。

(6) 確認結果の通知

市町村は、(5) の現地確認終了後、集落協定代表者及び個別協定申請者に対し、(5) の②のアの確認野帳の写しを送付する。